

# サプライヤー行動規範

第 4.0 版  
2020 年 6 月 11 日



## 内容

ANZ のコミットメント	4
サプライヤーのコミットメント	4
人権と職場での人間関係	4
人権	4
賃金、福利厚生および労働条件	4
強制労働と非人道的扱い	4
児童労働	4
ジェンダーバランス、ダイバーシティと インクルージョン	5
結社と団体交渉の自由	5
従業員の育成と研修	5
労働安全衛生	5
倫理的な商習慣	5
不適切な利益供与	5
贈答品と接待	5
貿易制裁	5
サプライヤーへの対応	5
地域社会への影響	5
環境管理	6
情報管理と守秘義務	6
アクセシビリティ	6
サプライヤーのダイバーシティ	6
懸念の提起と内部通報	6
文書管理 - ANZ サプライヤー行動規範 より詳しい情報	7

# サプライヤー 行動規範

ANZ、は企業活動を通じて人と地域社会の繁栄に奉仕することを目指しています。これは誰もが参加できより良い生活を築くことができる、バランスの取れた持続可能な社会の構築に努めることを意味します。

この目的の達成には、当行の重要なパートナーである  
サプライヤーの皆様の支援が必要です。

ANZ は国連グローバルコンパクトに参加するとともに OECD 多国籍企業ガイドラインを遵守しており、商品やサービスの調達と提供にあたっては公正かつ持続可能で責任ある倫理的なアプローチを採用しています。従って ANZ の全サプライヤーやサプライヤーから業務を委託された全ての第三者が当行にサービスや製品を提供したり当行の代理として商品やサービスを提供する際は、本規範の一連の原則に従って行動する必要があります。



人権と職場での人間関係



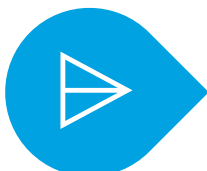
情報管理と守秘義務



労働安全衛生



アクセシビリティ



倫理的な商習慣



サプライヤーのダイバーシティ



環境管理



ANZは国連グローバルコンパクトおよびOECD多国籍企業ガイドラインを遵守するため、次のことを約束します。

- ・サプライヤーが当行の取り組みを理解しこれらの原則を常に遵守できるよう、サプライヤーと協力して業務を行う。
- ・研修、コミュニケーション、契約、合意、デューデリジェンスなど一連のプロセスを通じて、これらの原則を継続的に商慣行に取り込む。

## ANZのコミットメント

ANZは最善の努力を尽くし、当行の事業活動のために商品やサービスを提供するサプライヤーが本規範を確実に遵守するようにします。当行は、本規範の遵守を確認する権利を留保し、合理的に必要とされる場合は、遵守の裏付けとなる証拠の提供に協力するようサプライヤーに求めます。規範遵守の確認方法には、サプライヤーによる自己評価、詳細情報の要求、事業所訪問、または当行やその代理人による監査が含まれる場合があります。本規範の実施は、ANZが次の方法で積極的に管理します。

- ・規範がサプライチェーンに与えるリスク、機会、影響を分析する。
- ・トレーニングと意識向上プログラムを継続的に実施し、すべての従業員が規範を理解し規範によるサプライヤーへの影響を認識できるようにする。
- ・本規範および関連する方針の要件はサプライヤーに継続的に伝達する。
- ・本規範に対するサプライヤーのコンプライアンスを確認するため保証プログラムを実施する。
- ・ANZのEthics and Responsible Business Committee（倫理と責任のある事業のための委員会）などの進捗状況を報告する。
- ・契約の終了を含め、適切な場合はサプライヤーとの契約に基づく権利を行使する。

## サプライヤーのコミットメント

ANZは、サプライヤーが事業を実施するにあたっては、当行のコミットメントである公正、安全、責任ある倫理的なアプローチの採用を求めます。

したがってサプライヤーは、直接またはサプライチェーンを通じて、適用されるすべての法律を遵守し、あらゆる場合において、ANZとの取引条件として本規範に詳述されている以下の原則を遵守する必要があります。

当行は、サプライヤーが自社のサプライチェーンおよび関連する第三者を指導し、公正、安全、倫理的なアプローチによる事業実施と本規範の遵守を促すよう求めます。

サプライヤーはコンプライアンスを監視し違反があれば当行に通知しなければならず、本規範への違反が繰り返されないよう、合理的な対処、是正、防止措置を講じる必要があります。

## 人権と職場での人間関係

### 人権

- ・従業員および事業運営に関しては、適用されるすべての人権関連法を遵守する。
- ・国連世界人権宣言および国際労働機関の中核的条約に定められている人権尊重の方法で事業活動を行う。

### 賃金、福利厚生および労働条件

- ・最低賃金、残業時間、法的に義務付けられた福利厚生に関する補償を含め、従業員への報酬は適用されるすべての国内賃金法に従って支払う。
- ・従業員には関連する全ての雇用条件を明確に伝える。
- ・残業を含め、労働時間は法的に認められた上限内に制限し、従業員が少なくとも週に1日は休めるようにする。
- ・懲戒処罰による減給については国内法に準拠していることを確認する。

### 強制労働と非人道的扱い

- ・強制的な人身売買または強制による労働力の使用については容認も支援もしてはならず、このことをサプライチェーン全体に周知する。
- ・労働者への体罰や精神的、肉体的、性的虐待または非人道的扱いについては、関与も容認もしてはならない。

### 児童労働

- ・児童雇用に関するすべての主要国際基準および国内規制を遵守し、児童労働に関する当行の立場を明確に示す方針を維持する。
- ・製造またはサービス提供のどの過程においても、児童労働力を使用する組織に関与したり、その業務を請負ったりしない。
- ・18歳未満の労働者が危険な作業や身体的・精神的健康に有害な作業を行わないようする。また、18歳未満の労働者には夜間作業や指導者不在の作業は行わせない。

## ジェンダーバランス、ダイバーシティと インクルージョン

- ・ 職場でのハラスメントや違法な差別は決して許容せず、このコミットメントが職場での人間関係のあらゆる側面に適用されるようにする。
- ・ 直接的・間接的な差別、ハラスメント、いじめのない職場を提供し、このコミットメントが職場での人間関係のあらゆる側面に適用されるようにする。
- ・ 人種、宗教、年齢、性的指向、性別、妊娠、出産、障害が採用や継続的雇用の妨げとならない、インクルーシブで敬意のある職場作りを促進する。
- ・ 仕事の能力にのみ基づいた採用と昇進を保証し、ジェンダーバランスのとれた多様な労働力、管理職、上級管理職の活用を促進する。
- ・ 職場に存在するかもしれない男女の賃金格差を特定し是正する。

## 結社と団体交渉の自由

- ・ 報復、脅迫、ハラスメントを恐れることなく職場の問題が解決できるよう、従業員と経営者のオープンなコミュニケーションと直接関与を促す。
- ・ 労働組合やその他の団体については、従業員がそれらを設立する権利およびそれらに加入するか否かを選択する権利を尊重し、代表する組合と従業員が団体交渉を行う権利を支持する。

## 従業員の育成と研修

- ・ 従業員が通常の職務を全うし本規範で概説されている原則を遵守するために必要な適切な研修を行う。
- ・ 教育や研修が通常の職務または合意された将来の職務に直接関連する場合、休暇や柔軟な勤務形態を求める従業員のニーズに配慮する。
- ・ 全ての関連法と規制に準拠した、合法的な実習プログラムの使用を支援する。

## 労働安全衛生

- ・ 安全衛生に関する全ての法的要件を遵守する。
- ・ リスク管理、安全な作業体制の構築、従業員・請負業者に対する作業の種類に応じた安全な業務実施のための適切な研修により、従業員、訪問者および第三者に安全な環境を提供する。
- ・ 労働安全衛生法で求められる管理責任に関する原則を遵守するため、安全衛生を実施し維持する。
- ・ 要求に応じ、安全衛生を基準通り実践している証拠をANZに提供する。

## 倫理的な商習慣

### 不適切な利益供与

- ・ ANZ およびその関連機関、コンサルタント、請負業者との話し合いや交渉は全て、倫理的、公正かつプロフェッショナルな方法で行う。
- ・ ANZ の経済的損失や評判の低下に繋がりがかねない不平等な行為や不当な利益供与などのない、倫理的かつ公正な行動をとる。
- ・ 不正行為、賄賂、または腐敗行為に関与しない。
- ・ 贈収賄、汚職、禁止されている商習慣に関する地方自治体と国の規制要件を全て遵守する。

### 贈答品と接待

- ・ 商取引の結果に不適切な影響を与える可能性のある、または不適切な影響を与えると見なされる、あるいはあらゆる種類の不適切な利益供与を得ると見なされる可能性のある贈答品、接待、またはスポンサー付き旅行は提供も受領もしない。

### 貿易制裁

- ・ ANZ とのすべての取引において、貿易活動に直接的または間接的に関与したり、制裁対象の人、国、または組織から調達した商品やサービスをサプライチェーンに含めたりしない。これは当行が遵守しなければならないすべての制裁法に従って行われ、ANZ に適用される関連司法権に関して政府が義務付けた地方・地域の制裁措置が含まれる。

### サプライヤーへの対応

- ・ サプライチェーンにおけるすべての取引を倫理的、公正かつプロフェッショナルに行い、これには適時な支払実行やサプライヤーに不公正な契約条件を強制しないことが含まれる。

### 地域社会への影響

- ・ サプライチェーンの活動が、事業の対象・拠点となる現地コミュニティ（特に先住民）の人権や土地の権利などに悪影響を及ぼさないようにする。

## 環境管理

- ・ 地方自治体の規制の遵守および環境に配慮したベストプラクティスの実施のため、事業に適した環境管理システムや管理プロセスを実施し維持する。
- ・ 事業の運営とプロセスに環境管理の原則を組み込み、環境への悪影響を防止・軽減するための対策を展開する。
- ・ 顧客に提供する製品とサービスに関連する炭素排出量を測定し、そうしたライフサイクル排出物の環境への影響を最小限に抑えるための戦略を構築する。
- ・ 電気とガスの消費、輸送排出、水の消費、危険物の管理、特に廃棄物とリサイクルにより生まれる温室ガス排出など、事業による環境への影響を軽減する。
- ・ 環境目的と環境目標を維持する。これには少なくとも、環境への重大な影響を特定、測定、削減し、気候変動関連のビジネスリスクを特定するというコミットメントが含まれること。

## 情報管理と守秘義務

サプライヤーと共有する情報の機密性と完全性を維持することは、共有形式に関わらず、ANZにとって非常に重要です。

- ・ ANZは、当行やお客様が共有する可能性のある情報がサプライヤーによって保護され、適用される法規制の要件に従って処理されるよう求める。
- ・ こうした情報を紛失、不正アクセス、不正使用（物理的な紛失、プライバシー侵害、サイバーインシデントなど）から保護するための適切な対策を実施する。サプライヤーは、そのような損失、不正アクセス、または不正使用に気付いた場合、できるだけ早くANZに通知する必要がある。
- ・ また、ANZ およびお客様の情報は機密情報として扱われ、次の場合にのみ使用することができます。
  - (i) ANZ にサービスを提供する目的で使用する場合
  - (ii) 適用される契約条件に従った場合
  - (iii) 適用される法規制の要件に従った場合

## アクセシビリティ

- ・ 事業の全ての側面にアクセシビリティとユニバーサルデザイン原則を組み込むためのANZのコミットメントを支持し、障害者を含む顧客、従業員、地域社会に包括的な製品、サービス、環境および体験を提供することができるようにする。
- ・ ANZに提供されるすべての製品とサービスがアクセシビリティに関する基準とガイドラインに準拠しているようにする。
- ・ 製品やサービスの設計、開発、試用やイノベーションを障害者を含む多様な人々で行い、そこから学びを得る。

## サプライヤーのダイバーシティ

事業活動を行う地域社会に私たち全員が変化をもたらすことができる1つの方法は、誰もが参加できるバランスの取れた持続可能な経済の構築に努めることです。ANZは、直接的・間接的なサプライチェーンを通じて、先住民が所有する企業（オーストラリアにおける和解に対する当行のアプローチの一環としてなど）や障害者企業、社会的企業など、多様な所有者を持つサプライヤーとの関わりを模索しています。

ANZは、サプライチェーン全体で適切な機会を特定して実施し、当行への商品やサービスの提供に多様な事業を関与させるため、サプライヤーの協力を求めます。当行はこれをサプライチェーン内で義務付けてはいませんが、積極的に奨励してください。

## 懸念の提起と内部通報

ANZは、サプライヤーが当行の事業成功を支援し、お客様、規制当局、株主、地域社会にとって正しい行動を行うための取り組みなど当行の価値観や高い事業基準を満たすことを求めます。サプライヤーがこの要求を満たせるよう、ANZはANZ、ANZグループ、およびANZグループ関係者全てに関し、実際上または推測上本規範に違反しているという懸念をサプライヤーや下請け業者が提起できる環境の整備にコミットしています。

サプライヤー、その従業員および下請け業者は、以下から懸念を提起することができます。

- ・ サプライヤー関連の連絡窓口
- ・ 電子メールで [GroupProcurement@anz.com](mailto:GroupProcurement@anz.com)

懸念の提起にサプライヤー、請負業者、下請け業者、その従業員や家族が不安を感じる場合は、代替手段として、[ANZの内部通報ポリシー](#)（[anz.com](http://anz.com) からご覧ください）の下で、ANZ、ANZグループ、およびANZグループ関係者全ての違法行為（事実でも憶測でも）を通報することができます。

内部通報ポリシーは、デロイトが管理する ANZ 外部内部通報サービスを介した独立第三者機関への告発を含め、ポリシーに基づき通報を行うための方法を定めたものです。また、ポリシーには、通報者に適用される保護についても定められています。

Website: [www.anzdeloitte.com.au](http://www.anzdeloitte.com.au)

郵便物の宛先: ANZ Whistleblower Service, Reply Paid 12628, A'Beckett St, Victoria, Australia 8006

電話  
 - オーストラリア: 1800 997 448 (フリーダイヤル)  
 - ニュージーランド: 0800 376 325 (フリーダイヤル)  
 - その他の国: +61 3 9667 3731

QRコード (オンラインでダウンロードできる QRリーダーが必要です)



### より詳しい情報:

ご質問やご意見をお待ちしております。  
 メールでお問い合わせください。  
[GroupProcurement@anz.com](mailto:GroupProcurement@anz.com)

ご自身に適用されたと  
 思われるANZサプライヤー  
 行動規範の過去のバージョンに  
 ついては、電子メールで  
 お問い合わせください。  
[GroupProcurement@anz.com](mailto:GroupProcurement@anz.com)

## 文書管理 - ANZ サプライヤー行動規範

ドキュメント区分	一般
改訂番号	V4.0
文書の所有者	グループ調達 ポリシー&ガバナンス責任者
文書管理者	グループ調達 サステナビリティ&ガバナンス責任者
関連資料	ANZ の関連方針および関連文書のリストは以下から入手できます。 <a href="https://www.anz.com/shareholder/centre/about/corporate-governance/">https://www.anz.com/shareholder/centre/about/corporate-governance/</a>
発行日 / 発効日	2020 年 6 月
最終確認日	2016 年 12 月
規制当局 (該当する場合)	自己規制
コンプライアンス体制	サプライヤー契約の定期的な見直しと選択されたサプライヤーの監査
確認および承認機関	グループプロパティ グループゼネラルマネージャー、 および CPO (最高調達責任者)

